

奈良県西和医療センター医師臨床研修管理委員会規定

（設置の目的）

第1条 基幹型臨床研修病院である奈良県西和医療センターに、臨床研修に関する次の事項の実施を統括管理するため、奈良県西和医療センター医師臨床研修管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- （1）研修プログラムの作成及び研修プログラム相互間の調整
- （2）研修医の採用・中断・修了の際の評価
- （3）研修医の研修実施状況及び研修中の評価

（委員会の構成）

第2条 委員会は、委員長、副委員長、委員及び事務局をもって構成する。

- 1 委員長は、基幹型臨床研修病院の管理者が指名する。
- 2 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員は、次の各号に掲げるものをもって充てる。
 - （1）奈良県西和医療センターの事務部門の責任者
 - （2）研修プログラム責任者
 - （3）協力型臨床研修病院及び臨床研修協力施設の研修実施責任者
 - （4）基幹型臨床研修病院の副院長及び内科、外科、小児科、麻酔科の研修責任者
 - （5）医療に関し識見を有する者
 - （6）臨床研修病院及び臨床研修協力施設以外に属する有識者および地域住民代表者
 - （7）臨床研修医代表者及び専攻医代表者
- 4 事務局は、臨床研修医支援室(総務課)内の事務職員を専任として充てる。なお、事務局長には、基幹型臨床研修病院の事務部長をもって充てる。

（委員長の職務）

第3条 委員長は、会務を統括し、会議の議長となる。

- 1 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代行する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 1 委員会は、委員の三分の二以上の出席がなければ開くことができない。
- 2 会議の議案は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

（任務）

第5条 委員は、委員会において、次の事項について、指導・助言・審議決定することができる。

- 1 臨床研修の統括管理・採用・中断・修了の評価等に関すること。

- 2 プログラムの作成・検討に関する事。
- 3 プログラム間の調整に関する事。
- 4 研修医の管理に関する事。
- 5 研修の評価（全体評価、研修医評価、指導医評価等）に関する事。
- 6 プログラム責任者や指導医への指導・助言に関する事。
- 7 研修環境の整備に関する事
- 8 臨床研修の広報に関する事
- 9 臨床研修に係る基幹型病院及び協力型病院・施設との連携に関する事
- 10 本委員会の規約・規定などの改廃に関する事

（事務局の設置）

第6条 委員会の事務局を置き、委員長の指示により、次の業務を行うものとする。

- （1）委員会の開催準備
- （2）委員会の審議などの記録
- （3）研修医の処遇などの調整
- （4）研修医の管理、各種記録の保管
- （5）研修医のプログラム間及びローテートの調整に関する事
（研修医の要望聴き取り、各病院担当部署と調整、委員会へローテ変更を諮る等）
- （6）研修医及び指導医の事務作業補助

附則

この規定は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 11 月 2 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 10 月 31 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。